

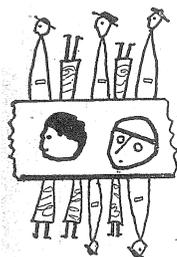
文部時報

第1187号

昭和51年4月

□ 特集 昭和51年度文教行政の展望 □

昭和51年度文教施策の展望	井内慶次郎	2
基本施策樹立のための調査研究	宮野 禮一	10
初等中等教育の充実	別府 哲	13
高等教育の整備充実	大崎 仁	24
学術研究の振興	七田 基弘	32
国際協力の推進	大塚 喬清	38
社会教育の振興	塩津 有彦	47
体育・スポーツの振興と 学校保健、学校給食の充実	和 忠利	54
私学の振興	高石 邦男	62
文教施設整備計画	柏木健三郎	68
文化行政の振興	中西 貞夫	73
文部省行政体制の整備と 税制改正について	鈴木 勲	83
~~~~~		
〔文部省の窓〕 「文明問題懇談会」終わる	大臣官房企画室	94
~~~~~		
〔連載第43回〕 人物を中心とした文化郷土史 一神奈川県一	酒井 敬一	85



文化行政の振興

——青少年・子ども芸術劇場、移動芸術祭の拡充、子ども向けテレビ用優秀映画製作奨励金制度の新設、埋蔵文化財保存対策、伝統的建造物群保存地区の保存、民俗文化財の保護の充実など——

中西貞夫

文化庁関係の昭和五十一年度予算額は、官庁営繕費を含め総額二百四十二億円で、昭和五十年当初予算額二百十五億円に比べて、二十七億円（二二・八％）の増であり、官庁営繕費を除く文化庁の予算は、二百三十八億円で昭和五十年当初予算額二百十二億円に比べて、二十六億円（二二・五％）の増となっている。

これを事業の面で主なものを拾ってみると、芸術文化の振興では、青少年芸術劇場、子ども芸術劇場及び移動芸術祭の公演回数を増加するとともに、新たに、子ども向けテレビ用優秀映画の製作を奨励することとしたほか、芸術関係団体に対する補助の増額、都道府県の文化活動費補助及び文化施設整備費補助について補助単価を

引き上げることなどがある。また、国立文化施設については、第二国立劇場（仮称）、国立演芸資料館（仮称）及び国立国際美術館（仮称）の設立準備を引き続き進めることとしている。

次に、文化財保護の充実については、文化財保護法改正の趣旨にのっとり、埋蔵文化財保存対策、重要伝統的建造物群保存地区保存対策、民俗文化財の保護、文化財保存技術の保護等に重点的に配慮し、所要の経費を計上している。以上のほか、重要無形文化財保持者に対する特別助成金を増額し、また、地方公共団体による史跡の買い上げに対する補助等文化財等の公有化について、その促進を図ることとしている。また、国立歴史民俗博物館（仮称）の設立準備

を進めるとともに、国立能楽堂（仮称）についても設立準備調査を行うこととしている。

なおまた、長期的観点に立って、新しい見地から日本文化の振興を図るため、文化行政長期総合計画の策定を引き続き行うこととしている。

以下、文化庁の予算及び事業の概要を、「芸術文化の振興」、「文化財保護の充実」、に分けて概説することとする。

芸術文化の振興

昭和五十一年度芸術文化関係予算は、本庁及び各附属機関の人件費を除き、四十九億四千万円であり、前年度当初予算に比し、八億八千万円（二二％）の増となっている。そのうち本庁の芸術文化振興費の伸長は、五億四千五百万円増の三十六億九千二百万円で一五％の伸びとなっている。

一 芸術文化活動の普及振興

(一) 青少年芸術劇場

十四歳から十九歳までの青少年を対象に、一流芸術家による優れたオペラ、バレエ、歌舞伎等の巡回公演を無料で鑑賞する機会を提供する事業で、昭和四十二年度から実施している。昭和五十一年度は、従来と同じ八種目で公演回数を百四十二回（一県当たり約三

回）から百九十二回（一県当たり約四回）とし、二億五千四百三十三万円を計上している。

(二) こども芸術劇場

六歳から十三歳までの小・中学校の児童・生徒を対象に、青少年芸術劇場と同様に児童劇、音楽劇、バレエ等の巡回公演を無料で鑑賞する機会を提供する事業で、昭和四十九年度から実施している。

昭和五十一年度は、従来と同じ五種目で公演回数を百四十一回（一県当たり三回）から百八十八回（一県当たり四回）とし、一億三千五百六十万円を計上している。

(三) 芸術祭及び芸術選奨

毎年秋に実施している国の芸術祭は、昭和五十一年度は三十一回を迎える。主催公演として、邦楽・邦舞、交響楽、オペラ等六種目の公演を行うに必要な経費等四千四百八十六万円を計上している。

また、芸術各分野において年間に優れた業績をあげた者及び優れた新人を選奨する芸術選奨については、文部大臣賞、文部大臣新人賞等の経費八百三十七万円を計上している。

(四) 移動芸術祭

平素、芸術鑑賞の機会に恵まれない地方の人々を対象に、歌舞伎、新劇、交響楽、バレエ等の優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供することを目的として昭和四十六年度から実施している移動芸術祭は、昭和五十一年度は、春季に従来の歌舞伎、新劇、交響楽に新たにオペラ、バレエを加え五種目とし、公演回数を四十一公演から

八十二公演とした。秋季には、従来と同じ八種目で百六十二公演を百七十六公演とし、三億三千九百万円を計上している。

(五) 芸術家在外研修等

(1) 芸術家在外研修員の派遣

美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術、舞台照明等の芸術各分野から将来性のある新進の芸術家を選んで海外に派遣し、希望するテーマで実地に研修させ、その専門分野の研さんを通して有為な人材の育成を図るもので、昭和四十二年度から実施している。昭和五十一年度は、昭和五十一年度同様研修期間一年の研修員二十八名、二年の研修員四名を派遣することとしている。

(2) 芸術文化指導者等派遣

芸術諸分野、芸術文化行政等の各分野の指導的立場にある人を短期間海外に派遣し、海外の芸術文化について調査研究させるもので、昭和五十一年度同様五名分が計上されている。

(六) 優秀映画の促進

前年度に引き続き、優秀映画の製作促進のための奨励金一億円（一本一千万円、十本分）を計上したほか、新規にこどもたちの美的感覚を養い、豊かな情操を育むため、優れたこども向けテレビ用アニメーション映画の製作者に対して製作奨励金（一本六百万円、五本分）の交付を行い、アニメーション映画の質の向上を図ることとしている。

他

(1) 外国人に対する日本語教育

国際交流の活発化に伴い、外国人に対する日本語教育を充実発展させる必要性が増大しつつあるが、昭和五十一年度は、本庁においてこの日本語教育推進のための調査研究開発の促進を図るとともに国立国語研究所に日本語教育センターを附置し、その充実を図る。（後述）

(2) 国語施策の改善等

国語審議会において引き続き国語施策の改善の具体策について審議するとともに、国語施策についての意見調査、国語問題研究協議会の開催、教育における国語問題の調査、国語に関する普及資料の作成・配布、国語施策に関する実態調査、国語施策中間報告資料作成・配布（新規）等を実施するための経費及び国語施策に関する海外調査を行うための経費として、二千四百万円を計上している。

(3) 著作権思想の国際的普及

我が国の著作物やレコード等が普及している東アジアにおける著作権事情を実地に調査するとともに、我が国の著作権制度に対する海外の認識を深めるため、同制度の概要を紹介する欧文パンフレットを作成・配布することとし、百五十三万円を計上している。

(4) 世界の宗教事情調査

昭和四十八年度から四か年計画で国と宗教との関係、国と宗教団体との関係等についての諸外国の実情調査を実施しているが、昭和五十一年度は、アジア中近東地域の実地調査を行うこととし、百六

十八万円を計上している。

(5) 文化庁提供テレビ番組

国立博物館、美術館に収蔵されている文化財や名品、我が国や外国の美術作品の特別展の陳列品、国立劇場で上演される歌舞伎、文楽、地方の民俗芸能その他を紹介解説するテレビ番組「美をもとめて」は、昭和五十一年四月から三月まで十二か月、二十四局で放送する経費一億七千九百九十九万円が計上されている。

二 芸術文化活動の助成

(一) 地方文化活動費補助

(1) 都道府県文化活動費補助

都道府県が主催する芸術文化活動事業を促進して地方における芸術文化の振興に資するため、昭和四十三年度から都道府県が行う音楽、演劇、舞踊、美術、文芸等の事業に要する経費について補助金を交付しているが、昭和五十一年度は、一県当たりの単価を百万円から百七十万円に引き上げ二十県分三千四百九十九万円を計上している。

(2) 地方文化施設自主事業促進費補助

各都市の文化施設が地方における文化の振興のうえに効果的な役割を果たすよう、昭和四十八年度から文化施設が主催する優れた美術、音楽、演劇等の芸術文化事業に要する経費について補助しており、昭和五十一年度は一市当たりの単価五十万円、百六市分五千三百

百万円を計上している。

(3) 地方文化指導者海外派遣費補助

都道府県・指定都市の文化行政担当職員その他地方文化の指導者を海外に派遣して、諸外国の文化行政、文化事情を調査させることは地方文化の振興並びに文化の国際交流の促進に資するところが極めて大きい。このため、地方文化指導者の海外派遣に必要な補助金百五十万円（四人分）を計上している。

(二) 芸術文化関係団体の事業に対する助成

芸術文化の向上普及は、芸術文化関係団体の活動に負うところが極めて大きい。これらの団体の多くは、資金不足で十分な活動ができない実情にある。このため、従来から創作活動、地方芸術文化振興、在京オーケストラ助成、青少年等への芸術普及、芸術文化資料の整備、芸術文化の国際交流等の事業に対して補助しているが、昭和五十一年度は、五十年より一億一千八百三十六万円増の七億九千三百七十九万円を計上している。

(三) 文化施設の整備

文化庁では、地方芸術文化推進の拠点として重要な役割を果たしている文化施設（芸術文化活動の発表の場ともなり、舞台芸術鑑賞の場ともなる劇場、音楽ホール、美術展示場等の機能をもつ施設）の整備を進めているが、さしあたり人口十万人以上の都市及び広域市町村圏の中心都市で未設置の都市を対象として、昭和四十二年度からその建設に対して補助を行っている。この文化施設整備費補助

は、昭和五十一年度の一館当たり単価四千四百万円を昭和五十一年度には五千八百万円に大幅に増額し、十八館分十億四千四百万円を計上している。

四 国立芸術文化施設の整備

(1) 第二国立劇場（仮称）設立準備

オペラ、バレエ、オーケストラ、新劇等の現代芸術のための第二国立劇場の設置については、昭和四十六年度から調査費が計上され、調査検討が始められ、昭和四十七年十二月に第二国立劇場設立準備協議会が発足し、その中に事業専門委員会、さらに同委員会に音楽、演劇、舞踊の各部会が設けられて、第二国立劇場の目的、性格、事業、施設等の基本的な考え方について慎重な検討が続けられてきた。昭和五十一年度には、施設の規模、配置等の基本構想案を作成しているが、昭和五十一年度は協議会において、いっそう具体的な調査検討を行うほか、引き続き施設の規模、配置等の基本構想を検討することとして、千九百四十万円を計上している。

(2) 国立演芸資料館（仮称）の設立準備

落語、講談、浪曲、漫才等の伝統的な大衆芸能の多くは貴重な資料の散逸、滅失等が目立ち、正統的な芸の後継者が減少しているなど憂慮すべき状態にある現状にかんがみ、これらの資料の保存活用、技芸の継承を図るため、国立演芸資料館（仮称）の設立について調査検討することとし、昭和四十九年度から設立準備に必要な経費を計上してきたが、昭和五十一年度は、五十年に引き続き設立

準備調査会の開催及び資料の購入を行うほか、新たに基本設計の策定、建設用地の購入を行うこととし、二億七千七百八十四万円を計上している。

(3) 国立国際美術館（仮称）の設立準備

日本万国博覧会に際し、万国博美術館として利用された施設を活用して新しい国立美術館を設置してほしい旨の要望がかねてより各方面から出されており、これらの事情を背景として、文化庁の芸術文化専門調査会から昭和四十八年八月「旧万国博美術館は、日本美術の源流と発展、世界の美術と日本美術との関連等を国際的視野に立ち、教育的配慮の下に、青少年はじめ広く一般に理解させることを目的とする国立国際美術館（仮称）」として活用すべきである旨の報告が行われた。

この報告に基づき、昭和五十二年に標記美術館を開設することとし、昭和四十九年度から設立準備に必要な経費を計上しており、昭和五十一年度は、展覧会開催等準備及び施設設備整備等設立に必要な準備を行うための経費として、一億五千三百七十五万円を計上しているほか、設立準備要員十三人（昭和四十九年度四人、昭和五十一年度五人増、昭和五十一年度四人増）を置くこととしている。

(四) 国立美術館・国立国語研究所等整備運営

(1) 国立美術館の整備充実

美術作品購入費として、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館の三館を合わせて二千五十万円増の二億四千八

百五十万円を計上しているほか、特別展として、東京国立近代美術館は、「キュービズム展」開催費五千五百五十万円、京都国立近代美術館は、「現代の染織——ヨーロッパと日本——」開催費四千二百四十三万円、国立西洋美術館は、「全米美術館収集世界名作展」開催費七千六百八十八万円をそれぞれ計上し、施設設備整備として、東京国立近代美術館分室（旧近衛師団司令部庁舎）整備のため、昭和五十一年度はその整備費（二か年計画一年次）等として、二億一千五百四十万円を計上している。

また、国立西洋美術館は、昭和五十年に新館建設調査を行ってきたが、昭和五十一年度は、新館実施設計等を行うこととして、四千四百八十五万円を計上し、また官庁管轄費により一部工事着工するため三千四十二万円（三年計画一年次）を計上している。

なお、東京国立近代美術館においては、分室設置準備要員として、新たに、主任研究員一人が増員された。

(2) 国立国語研究所附置日本語教育センターの設置

外国人に対する日本語教育を総合的に推進するための機構として、昭和四十九年度国立国語研究所に日本語教育部を設置したが、昭和五十一年度は、これを拡充し、国立国語研究所附置日本語教育センターとして設置することとし、この運営に要する経費一千七十八万円を計上しているほか、日本語教育センターの設備充実のための設備整備費一千二百一十万円と庁舎新営費（三年計画三年次）三億七千一十万円を官庁管轄費として計上している。

また、定員を七人から九人に増員した。

文化財保護の充実

昭和五十一年度の国の文化財保護関係予算は、本庁及び各附属機関の人員費を除き、百五十九億二千二百万円であり、前年度当初予算に比し十三億九千九百万円（一〇％）の増となっている。

特にこのうち、昭和五十年に文化財保護法が改正されたことに伴う文化財保護法改正関係予算は、十一億八百九十五万円であり、前年度当初予算に比し五億三千四百九十七万円（九三％）の増となっており、その内訳は埋蔵文化財保存対策九億三千六百八十三万円、民俗文化財の保護四千七百五十四万円、伝統的建造物群保存地区保存対策六千五百円、文化財保存技術保護二千八百一十万円、その他三千六百五十二万円である。

一 国宝・重要文化財の保存整備

国宝・重要文化財の修理事業については特に建造物保存修理に重点を置き、この関係では東大寺金堂等の継続事業を含め、二十一億四千九百八十万円、美術工芸品関係は一億一千八十一万円の補助金を計上している。

また、国有文化財建造物で国が直接修理を行うものとしては、前年度からの継続事業として北海道大学農学部第二農場六千七百十八

万円、旧近衛師団司令部庁舎一千八十七万円を、新規事業として旧帝国京都博物館五千五百二十万円、旧緒方洪庵住宅八百五十万円の修理費をそれぞれ計上している。同じく国有文化財美術工芸品についても、五百六十八万円の修理費を計上している。

国宝・重要文化財の防災事業については、建造物関係では、警報設備、消火設備、避雷設備の設置等の一般防災のほか、火除地の設置などの環境保全、民家の緊急調査及び買い上げ、蟻害緊急防除などの諸事業を実施する経費として五億二千四百一十万円の補助金を計上している。美術工芸品関係では、一般防災と保存庫の設置に九千二百二十三万円の補助金を計上したほか、指定文化財を多数所有する社寺の収蔵庫建設費補助として九千五百九十九万円を計上している。

また、新たに歴史資料調査費補助金として一千五百万円を計上したほか、前年度に引き続き古文書緊急調査等に要する経費を計上している。

二 国宝・重要文化財等の買い上げ

国宝・重要文化財等の散逸、海外流出等を防止し、国がこれを買上げて、積極的にその保存、活用を図るため、国宝・重要文化財買い上げ費十三億二千百万円を計上し、また、無形文化財資料の購入に要する経費三百二十六万円を計上している。

このほか、国立歴史民俗博物館（仮称・後記）の資料購入費とし

て四千二十一万円を、東京、京都、奈良の三国立博物館の陳列品購入費として二億九千三百万円を計上している。

三 史跡名勝天然記念物の保存整備

最近の各種国土開発事業等の急速な進展に伴い、史跡名勝天然記念物や埋蔵文化財の保護の問題が各地で提起され、これらの問題の解決は、文化財保護行政の上で最も緊急の課題の一つとなっている。

(一) 史跡等買い上げ費補助

史跡指定地のうち、民有地について、急激な開発により法による現状変更の規制のみでは史跡を保存することが極めて困難となってきたため、地方公共団体に補助金を交付して公有化を図ろうとするもので、昭和五十一年度には、四十六億七千六百万円（補助率八割）を計上している。またこのほか、昭和四十九年度より地方債又は土地開発公社等による先行取得に対してその償還又は再取得の経費を後年度に補助する方法も併せて行い、史跡等の公有化の促進を図ることとしている。

(二) 修理、環境整備費補助

史跡内の石垣の修理や建物の屋根の葺替え等の修理事業及び整地、芝張り、植樹等の環境整備事業については、五億四千五百九十三万円の補助金を計上している。この環境整備事業のうちには、各地方における歴史的、風土的特性を表す遺跡が多く所在する地域の

一体的な保存及び普及活用を図ることを目的とする「風土記の丘」の整備事業も含まれている。

(三) 防災施設設置費等補助

史跡等の防災事業及び囲柵、標識、説明板等の保存施設事業については、二千二百三十三万円の補助金を計上している。

また、昭和四十九年度より史跡等の保存管理計画の策定に要する経費を補助しており、昭和五十一年度は一千五百三十万円の補助金を計上している。

(四) 平城宮跡及び飛鳥・藤原地域の保存整備

平城宮跡や飛鳥・藤原地域は、我が国の歴史上その意義が特に重要なものであるため、その保護のために毎年重点的に予算を計上しており、その保存整備が着々と進んでいる。

まず、平城宮跡については、国費による東院地域の土地の買い上げ費二億八千八百八十万円（先行取得分の土地の再取得費を含む）、発掘調査費一億六千八百七十万円、整備管理費一億一千八十六万円等総額五億六千九百七十七万円を計上している。

飛鳥・藤原地域については、藤原宮跡等の土地の国費による買い上げ費五億円、重要遺跡の発掘調査費一億一千五百四十万円、遺跡の整備管理費二千八十九万円等総額で六億四千二百八十六万円を計上しているほか、広く国民一般に飛鳥地域の歴史と文化財を理解させるための展示施設として、飛鳥資料館（昭和五十年三月開館）を運営している。

(三) 埋蔵文化財緊急調査費補助

埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に先立って行う緊急発掘調査費の補助七億七千万円、特に大規模な開発が予想される地域に所在する遺跡についての遺跡詳細分布調査費の補助五千万円、重要遺跡についてその範囲と性格を究明するための重要遺跡確認調査費の補助四千五十万円、総額八億六千五百五十万円（前年度四億七千五百円）を計上している。

(四) 文化財パトロール

開発等から文化財を守るため、各都道府県が文化財保護指導委員等を委嘱し、重要文化財建造物及び史跡名勝天然記念物並びに重要な埋蔵文化財包蔵地を巡視させる等のための経費について、二千六百九十四万円の補助金を計上している。

(四) 地方埋蔵文化財調査センター設置費補助

一館分六千五百万円を計上しているほか、奈良国立文化財研究所の埋蔵文化財センターに新たに、分布調査及び集落考古の研修課程を増設し、定員を三人増員（現在十二人）するとともに運営費三千百三十三万円を計上している。

五 無形文化財の保存活用

重要無形文化財の保持者（いわゆる人間国宝）に支給する特別助成金を一人当たり百万円から百二十万円に増額することとしている。

(四) 天然記念物の保存対策の充実

動植物等の天然記念物についても、開発等による生育環境の変化の結果、その保存が憂慮されているが、これに対して、保護増殖事業費補助、緊急調査費補助、カモシカ等食害対策調査研究委託費（新規）等総額八千六百十四万円を計上している。

四 埋蔵文化財の保護

(一) 全国遺跡分布地図作成

国土開発の急激な進展に対処して、埋蔵文化財の保護を図るため、埋蔵文化財包蔵地を周知させる必要があり、昭和四十六年度から実施している全国遺跡分布調査を基礎として、昭和四十八年度から各県別に全国遺跡分布地図を作成しているが、昭和五十一年度は、このための経費として一千七百五十八万円（前年度一千五百二十六万円）を計上し地図作成の促進を図ることとしている。

(二) 遺跡周知費補助

昭和五十年の文化財保護法の改正により、国及び地方公共団体が埋蔵文化財包蔵地について周知の徹底のために必要な措置の実施に努めなければならない旨の規定が設けられたことに伴い、昭和五十一年度から新たに遺跡周知費補助として、都道府県が全国各市町村ごとに遺跡台帳を作成、整備した上、精度の高い地図に遺跡の所在状況を示した原図を作成し、これを各市町村に常備するための事業に対し補助を行うこととし、三千百八十一万円を計上している。

また、重要無形文化財を保存するための伝承者養成補助、公開の補助、文楽協会等に対する団体助成、地方無形文化財の調査・記録作成の補助等として一億二千五百万円、また、新たに国立能楽堂（仮称）設立準備調査費百六十万円を計上している。

なお、特殊法人国立劇場については、役員員給与、管理運営費、伝承者養成事業費等総額十五億四百九十四万円を補助することとしている。

六 民俗文化財の保護

昭和五十年の文化財保護法の改正により、民俗芸能を民俗文化財の中に位置づけるとともに、無形の民俗文化財の指定制度が新設されたことに伴い、新規に重要無形民俗文化財保存団体補助として三千万円を計上するなど、無形民俗文化財補助金を大幅に増額し、四千四百八十一万円を計上している。また、重要有形民俗文化財を保存するための収蔵庫建設費補助金三千九百五十万円、地方歴史民俗資料館の建設費補助金（県立二館、市町村立十五館）一億三千五百万円を引き続き計上するとともに、新たにアイヌ民俗文化財緊急調査費として五百万円を計上するなど、民俗文化財の保護のため総額二億四千八百七十四万円を計上している。

七 文化財保存技術の保護

国宝、重要文化財等の保存、修理等に欠くことのできない技術

者・技能者は、高齢化が著しく、また、後継者難のため近年減少の一途をたどり、今後の文化財保存に大きな支障をきたすおそれがある。

昭和五十年の文化財保護法改正により、文化財の保存技術の選定制度が創設されたが、昭和五十一年度は、前年度に引き続いて建造物修理技術者、彫刻・工芸品修理技術者及び屋根葺き技能者の伝承者養成事業を行う三団体に対して補助するとともに、木工技能者、国内産漆栽培・採取・精製技術者、手漉和紙用具製作技術者の伝承者養成事業を行う新規三団体に対する補助、団体のほか個人に対しても補助（一人当たり八十万円）を行うこととするなど総額三千五十七万円を計上している。

八 伝統的建造物群保存地区の保存

集落、町並みの保存については、昭和五十年の文化財保護法の改正により、伝統的建造物群保存地区制度が新設されたことに伴い、新たに、重要伝統的建造物群保存地区（市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち文部大臣が選定する地区）について、市町村が実施する保存修理及び防災施設費等に対する補助として四千九百七十五万円を計上しているほか、前年度に引き続き、昭和四十七年度から行っている集落、町並み調査費として二百三十万円、昭和四十九年度より実施している市町村が伝統的建造物群保存地区の保存対策の樹立に資することを目的として行う保存状況等の調査及び保存計画の策定に関する事業に対する補助（毎年度十市町村）として八百万円、総額六千五百万円を計上している。

九 国立歴史民俗博物館（仮称）の設置

国立歴史民俗博物館（仮称）は、我が国の政治、経済、社会、文化などの各分野の歴史資料と衣食住、生業、信仰などに関する民俗文化財を収集・保管・展示し、併せてこれらの資料についての情報サービスの提供及び教育活動を行い、もって国民をはじめ広く世界の人々が我が国の歴史と民俗に対して知識と理解を深めることを目的とするものである。同博物館の設立準備は、昭和四十二年度から進められており、建設予定地は千葉県佐倉市佐倉城跡を予定している。

昭和五十一年度においては、新たに、実施設計に要する経費を計上したほか、前年度に引き続き、博物館資料買い上げ、製作を行うなど総額二億七千九百四十七万円を計上して、その設立準備を進めている。

十 国立博物館整備運営

陳列品購入費として、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館の三館を合わせて三千八百万円増の二億九千三百万円を計上しているほか、特別展として、東京国立博物館は、「日本の武器、武器」開催費五千五百四十七万円、京都国立博物館は、「全米美術館収集世界名作展」及び「日本の肖像展」開催費四千六百七十四万円、奈良国立博物館は、「平安、鎌倉時代の金銅仏」開催費二千七百三十九万円をそれぞれ計上している。

（文化庁長官官房会計課長）

〔特集・情報化社会と教育〕

情報化社会の展望

加藤 秀俊

〔座談会〕

テレビと教育

〔出席者〕 笠原 亨二・班目 文雄・古谷 糸子

松原 治郎・佐藤清四郎・(司会) 澤田 徹

子供と映像文化

辻 功

多情報社会の中の教育

木原健太郎

マスメディアの発達と生涯学習

井岡 好郎

〔解説〕

情報化社会と著作権問題

文化庁

放送大学基本計画について

大学局

文部省のテレビ関係事業紹介

社会教育局

〔現地ルポ〕

館山市CATVシステムについて

銀杏 純一

◇昭和五十一年度の国の予算案は、まだ国会における審議が終っておりませんが、今月号では、昨年末にまとめた政府予算案を基に、そこに盛り込まれている文教施策について重点事項を中心に紹介してもらいました。なお、三月三十一日には、四月一日から五月十日までの期間四十日間の暫定予算が国会で可決されています。

◇三月の一時期、文部省南側の私どもの部屋にガラス越しに射し込む日射しはまぶしいほどだったのですが、このところ、また冬に逆もどりました。はだ寒いお天気が続いています。

昔、人々が貧しかった頃は、庶民にとって春は食物の不足する辛い季節であり、実りの秋こそが喜びの時だったそうです。

今や私たちにとっての四月は、若葉、新緑、新学期、新年度の季節。お正月にも負けない明るいイメージをもった新規まき直しの季節です。隣りの国立教育会館で行われる卒業式、入学式に集う若人たちの晴れやかなさやわめきを見るにつけ、私たち職業人もあの頃のような新鮮な気持で新しい仕事に取り組みたいものだと思っています。

◇来月号では、通信機器の発達や電算機利用の普及などのいわゆる情報化の進展をもたらす教育上の諸問題について特集する予定です。

MEJ 5187 月刊 「文部時報」 4月号 第1187号

著作権
所有

文 部 省

昭和51年4月5日 印刷
昭和51年4月10日 発行

発行所 株式会社きょうせい
本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)
電話 東京(268) 2141(代表)
振替口座 東京9-161番
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 180円 (〒33円)
年間購読料 2160円 (〒共)

* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店にお願いします。